

# 高校生世代までの医療費を助成します

天理市では、市内にお住まいの18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子様を対象に医療費を助成しています。

## 奈良県内の医療機関を受診されたとき・・・現物給付方式

「健康保険証等」と「子ども医療費受給資格証」を医療機関の窓口で提示し、一部負担金(※下記参照)をお支払いください。

健康保険適用分の医療費から、健康保険による負担(7割)と受給者本人の一部負担金を除いた金額を市が負担します。

\*医療費助成の対象は、天理市へ転入後に受診された分の医療費となります。

転入日前の医療費については前住所市区町村にご確認ください。

## 奈良県外の医療機関を受診されたとき・・・償還方式

奈良県外の医療機関窓口では「子ども医療費受給資格証」は使用できません。

医療機関窓口で健康保険の自己負担額(3割)をお支払いいただき「領収書」と「医療費助成金支給申請書」を市役所に提出していただくと、後日、自己負担額から一部負担金を差し引いた金額を口座へ振り込みます。

\*県内の医療機関窓口で「子ども医療費受給資格証」を提示しなかった場合も、同様の手続きが必要です。

## ※一部負担金

一ヶ月一医療機関ごと 外来 1,000円  
(調剤薬局と入院は、一部負担金はありません。)

### ご注意ください!

- ・部活動を含む学校でのケガの場合、子ども医療ではなくスポーツ振興センターの災害共済給付をご利用ください。
- ・交通事故などの第三者行為は、給付対象外です。
- ・保険の変更や本人及び両保護者の転居等が生じた場合は、保険医療課までご連絡ください。

## 【お問合せ先】

天理市役所 保険医療課 福祉医療係  
☎0743-63-1001 (内線 730)